

懲戒規程

(総則)

第1条 本規程は、校友会会則第16条に基づいて定めるもので、会員の懲戒については、本規程に従いこれを行うものとする。

(懲戒委員会)

- 第2条 会長は、必要に応じて本会役員より、懲戒事案と利害関係のない9名以上の懲戒委員候補者を指名し、執行部会議の承認を得て懲戒委員会を設置する。
- 2 懲戒委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。
 - 3 執行部は、懲戒委員会の設置をしたときは、幹事会議に報告する。
 - 4 懲戒委員会は、幹事会議にかける懲戒処分の可否に関わらず議決をもって解散する。

(懲戒事由)

- 第3条 次の一つに該当するときは、懲戒処分を行うものとする。
- (1) 校友会会則及びその他の諸規則に違反したとき
 - (2) 本校友会の名誉を毀損し、または秩序を乱したとき
 - (3) その他、本校友会の会員として性行不良があったとき

(懲戒の決定)

- 第4条 幹事会議において、除名または一定期間の会員資格停止を議決するときには、出席者の3分の2以上による賛成を必要とする。
- 2 除名された会員は、会員に復することはできない。
 - 3 会員資格停止の解除については、停止期間満了をもって解除する。

(規程の変更)

第5条 本規程を変更しようとするときは、校友会会則第15条に規定する会則の変更に準ずる。

附 則

本規程は平成29年5月27日から施行する。
なお、本規程及び表彰規程の施行と同時に賞罰規程を廃止する。